

平成30年第1回臨時会

西川町議会会議録

平成30年 1月25日 開会

平成30年 1月25日 閉会

西川町議会

平成30年西川町議会第1回臨時会会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会諸報告	4
町長あいさつ	4
議案の上程	6
提案理由の説明	7
議案の審議・採決	8
閉議・閉会の宣告	19
署名議員	21

平成30年西川町議会第1回臨時会

議事日程(第1号)

平成30年 1月25日(木)午前9時30分開会・開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議会諸報告

日程第 4 町長あいさつ

日程第 5 議案の上程

議第 1号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の設定について

議第 2号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3号 平成29年度西川町一般会計補正予算(第5号)

議第 4号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 6 提案理由の説明

日程第 7 議案の審議・採決

議第 1号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例の設定について

議第 2号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3号 平成29年度西川町一般会計補正予算(第5号)

議第 4号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

(閉会)

出席議員（10名）

1番	大江 広康	議員	2番	佐藤 耕二	議員
3番	横山 修	議員	4番	飯野 咲子	議員
5番	佐藤 幸吉	議員	6番	奥山 敏行	議員
7番	青山 知教	議員	8番	宮林 昌弘	議員
9番	古澤 俊一	議員	10番	伊藤 哲治	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	小川 一博	君	副町長	高橋 勇吉	君
教育長	伊藤 功	君	総務課長	荒木 俊夫	君
政策推進課長	土田 伸	君	町民税務課長	志田 龍太郎	君
健康福祉課長	奥山 純二	君	産業振興課長 兼 農委事務局長	工藤 信彦	君
商工観光課長	白田 真也	君	建設水道課長	伊藤 潔	君
会計管理者 兼 出納室長	松田 真知子	君	病院事務長	松田 憲州	君
学校教育課長	安達 晴美	君	生涯学習課長	片倉 正幸	君
監査委員	高橋 將	君			

事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤 俊彦	君	議事係長	佐藤 尚史	君
書記	飯野 奈緒	君			

〔開会時刻 午前 9時30分〕

開会の宣告

伊藤議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は全員です。

定足数に達しておりますので、これより、平成30年西川町議会第1回臨時会を開会します。

開議の宣告

伊藤議長 ただちに、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

伊藤議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において、3番 横山修議員、4番 飯野咲子議員を指名します。

会期の決定

伊藤議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期について、議会運営委員会の協議結果に基づき、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

伊藤議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

議会諸報告

伊藤議長 日程第3、議会諸報告を行います。

議長報告を行います。

12月28日、本町議会で実施しました平成28年度事務事業の評価結果を小川一博町長に報告するとともに、政策提言を行いました。

事務事業評価では、ふるさと納税対策事業、園芸振興対策事業など7事業について評価を行い、ふるさと納税の使途事業、花きの銘柄産地を目指す園芸振興対策について政策提言を行ったところです。

1月17日には、村山地方町村議会議長会と村山地方町村会との合同会議が大江町で開催されました。

合同会議では、インバウンドに向けた広域観光・各町の観光資源について意見交換を行いました。

以上、議長報告といたします。

伊藤議長 以上で、議会諸報告は終わりました。

町長あいさつ

伊藤議長 日程第4、町長からあいさつの申し出がありますので、これを許します。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 おはようございます。本日、平成30年第1回臨時会を招集いたしましたところ、全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

はじめに、豪雪対策本部の設置について申し上げます。

今年の冬は12月早々より降雪があり、1月3日からは断続的な降雪に見舞われ、町民の皆様におかれましては、雪下ろしや除雪などで大変ご苦労されておられることと存じます。1月上旬までの降雪は、昭和48年度の豪雪に類似しており、町では雪による災害発生のおそれがあると判断し、1月5日に豪雪対策本部を設置いたしました。具体的には、啓発チラシの配付、防災行政無線による広報、災害防止パトロールを強化するとともに、町道除雪路線の拡幅、なだれ防止の雪庇処理などによる交通の確保、雪捨て場の確保などを行う一方、高

齢者の見守りや高齢者世帯等除雪支援事業、除雪ボランティア支援などを行い対応しております。現在把握しております被害につきましては、人的被害 1 件であります。今後も降雪が予想されますので、区長、町内会長、民生児童委員、消防団等関係各位のご協力をいただきながら雪害の未然防止に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、昨年 12 月 16 日に開催いたしました、ボールゲームフェスタ in 西川町についてご報告申し上げます。

このイベントは、一般社団法人日本トップリーグ連携機構が通常、全国各地の大きな市以上の自治体を会場に開催しているものでありますが、このたび西川町民体育館の完成記念として格別なご理解とご支援をいただき、開催が実現したものでございます。午前の部は「ボールであそぼう」として、主に小学校の低学年を対象に親子 50 組の参加をいただき、いろいろな遊びやふれあいのもとに、親子のコミュニケーションづくりや球技スポーツの楽しみを持つきっかけづくりを行っております。また、午後の部は「キッズチャレンジ」として、小学校高学年約 80 名の参加をいただき、フットサル、バレーボール、バスケットボール、ソフトボールの 4 つの種目をそれぞれのコーチから 40 分ずつの指導体験を受け、楽しみながら高度な球技テクニックを学んでおります。10 人の一流の講師の派遣をはじめ、元オリンピック日本代表選手のゲスト出演など、普段なかなか体験することのできないイベントであり、特に子どもたちにとっては忘れられない思い出になったのではないかと考えております。今後ともスポーツの振興や健康増進を図るための施策を推進してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

次に、啓翁桜の今シーズンの出荷出発式及びトップセールスについてご報告申し上げます。

啓翁桜につきましては、今年度、大規模園芸団地化推進計画を策定し、1 億円産業を目指した園地の拡大など、具体的な取り組みを始めております。去る 12 月 21 日、今シーズンの正月の花の需要期を前に、吉川の啓翁桜促成施設において啓翁桜出荷出発式を開催し、今年の出荷作業の安全並びに販売促進を祈願いたしました。出発式には 50 名以上の関係者にご出席いただき、にしかわ保育園の年長の皆さんによる歌や踊りで花を添えていただき、盛大に開催することができました。また、12 月 22 日には、JA さがえ西村山の柴田組合長とともに、東京大田市場にあるフラワーオークションジャパンにおいてトップセールスを行ってまいりました。特に本町の啓翁桜は、月山の麓の寒暖差を活かして栽培され、品質も良く、花色もピンク色の濃さを特徴としていることなど、市場関係者に強く PR いたしたところで

あります。今シーズンの啓翁桜の生育状況は、夏場の低温・日照不足・長雨などの異常気象の中でも順調に生育し、花芽の数も多く、質も良いことなどから、昨年以上の販売数量を見込んでいるところであります。

次に、西川町生涯学習総合表彰式についてご報告申し上げます。

今年度のスポーツや文芸関係で優秀な成績を収めた方々を表彰する西川町生涯学習総合表彰式を1月20日に開催いたしました。町スポーツ振興功労者表彰では、全国大会で優勝を収めた個人14名を表彰いたしましたところであります。また、西川町体育協会優秀選手表彰では栄光賞、殊勲賞、優秀賞など全体で39名、5団体が受賞されております。今年もカヌー競技での優勝、入賞が多くなりましたが、バレーボールやスキーなどでの活躍も光った一年になったところであります。今後も広い種目での活躍に期待をいたすものであります。

次に、第24回丸山薫少年少女文学賞「青い黒板賞」コンクールについてご報告申し上げます。

今年は西川小学校と西川中学校のほか、河北中学校などから計390点の応募がありました。東京都在住の菊田守氏を委員長とする審査員5名による厳選なる審査の結果、青い黒板賞に輝いたのは、西川小学校4年生の高城駿平くんの「カマキリのきもち」という作品でした。選者の評にもありましたが、6行の短い詩の中に端的に自分の夢と希望を表した劇的な作品に仕上がっており、審査員全員から高い評価を得られております。今年も応募をいただきました児童、生徒の皆さんと関係者の皆さんにお礼を申し上げる次第であります。

以上を申し上げまして、平成30年第1回臨時会の挨拶といたします。

伊藤議長 以上で、町長あいさつは終わりました。

議案の上程

伊藤議長 日程第5、議案の上程を行います。

議第1号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、議第2号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定について、議第3号 平成29年度西川町一般会計補正予算（第5号）、議第4号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

以上、4議案を一括上程します。

提案理由の説明

伊藤議長 日程第 6、提案理由の説明を求めます。

小川町長。

〔小川一博町長 登壇〕

小川町長 ただいま上程されました議案について、ご説明申し上げます。

議第 1 号につきましては、西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてであります。

人事院勧告及び山形県人事委員会勧告に基づき、本町の一般職の職員等の給与の改正を行うため、提案するものであります。

議第 2 号につきましては、西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

町民の交通の確保を目的に、羽前高松駅・県立河北病院線を新設するため、提案するものであります。

議第 3 号につきましては、平成 29 年度西川町一般会計補正予算(第 5 号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 億 5,482 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 56 億 5,423 万 6,000 円といたすものであります。

初めに、歳出の主なものについて申し上げます。

人件費につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、4 月にさかのぼり、職員においては子ども扶養手当 400 円、勤勉手当 0.1 月分並びに特別職の期末手当 0.1 月分増についての補正を計上いたしております。

第 2 款総務費につきましては、ふるさとづくり寄附金に要する報償費や基金積み立てなど 9,452 万円の追加などであります。

第 8 款土木費につきましては、町道除雪委託料 6,000 万円の追加であります。

次に、歳入について申し上げます。

第 16 款寄附金につきましては、ふるさとづくり寄附金 6,065 万 5,000 円を追加するものであります。

不足する財源につきましては、第 9 款地方交付税 5,719 万 8,000 円及び第 18 款繰越金 3,696

万7,000円を充てるものであります。

議第4号につきましては、平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,777万9,000円といたすものであります。

歳出については、職員給について追加をするものであります。

歳入については、一般会計繰入金で対応するものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長に説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議案の審議・採決

伊藤議長 日程第7、議案の審議・採決を行います。

議第1号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔荒木俊夫総務課長 登壇〕

荒木総務課長 議第1号 西川町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について、補足説明を申し上げます。

今回の一般職の職員の給与の改定につきましては、国の人事院勧告及び山形県人事委員会勧告を参考に、山形県人事委員会勧告に基づき改定を行うものでございます。今回の改定につきましては、県内民間給与との格差をうめるため、子に係る扶養手当額400円の引き上げ、及び勤勉手当0.1カ月分の引き上げを行う改定となっております。

主な改正点について、申し上げます。

第1点目は、給料表の改定は行わず、子に係る扶養手当について、平成29年4月から8,400円とし、400円の引き上げを行うものであります。

2点目は、期末・勤勉手当につきまして、県と同支給月数の年間4.3カ月分とし、勤勉手当を0.1カ月分引き上げるものでございます。なお、国の支給月数は4.4カ月分であります。また、常勤の特別職及び議員の期末手当につきましても、年間実支給月数を4.3カ月分とし、0.1カ月分引き上げるものであります。

3点目は、医師に係る初任給調整手当を平成30年4月から改定するものであります。

4点目は、号給の切り替えに伴う経過措置については、平成30年3月31日までの間とするものであります。

新旧対照表も併せてご覧ください。

第1条及び第2条関係の改正につきましては、一般職の職員の給与に関する条例の改正であります。

第1条関係の条例第26条第2項では、勤勉手当の支給率について、職員については、今年度の12月を100分の82.5から100分の92.5。再任用職員については、100分の40から100分の45に改定するものであります。なお、期末・勤勉手当の総額は、職員については4.3カ月分、再任用職員については2.25カ月分となるものであります。条例附則第11項につきましては、特定職員の勤勉手当の減額に関し規定するものであります。

新旧対照表の3ページをご覧ください。

第2条関係につきましては、条例第11条の初任給調整手当について、新たに採用された医師に対する調整手当を改定するものです。条例第26条につきましては、平成30年度からの勤勉手当の6月、12月の支給率について、職員については100分の87.5、再任用職員においては100分の42.5に規定するものであります。

新旧対照表の5ページをご覧ください。

第3条関係の改正につきましては、平成18年3月町条例第8号の一部改正で、条例附則第7項に定める号給の切替えに伴う経過措置を平成30年3月31日までの間と規定するものであります。

新旧対照表の6ページをご覧ください。

第4条関係の改正につきましては、平成28年12月町条例第22号の一部改正で、条例附則第5条に定める子に係る扶養手当の額を1人につき8,000円から8,400円に改定するものであります。

新旧対照表の8ページをご覧ください。

第5条及び第6条関係の改正につきましては、特別職の給与に関する条例の改正であります。第5条関係の条例第4条及び5条の5につきましては、常勤の特別職及び議員の期末手当の支給率について、今年度の12月分を100分の160から100分の165に改定するものであります。なお、調整率を乗じた年間の支給月数は、4.3カ月となるものであります。

第6条関係の条例第4条及び第5条の5につきましては、常勤の特別職及び議員の期末手当の支給率について、平成30年度からの期末手当の6月、12月分の支給率を100分の162.5に規定するものでございます。

改正条例の附則第1項においては、この条例は公布の日から施行し、第2条及び第6条の改正につきましては、平成30年4月1日施行とするものであります。附則第2項においては、第1条、第4条及び第5条の施行日を平成29年4月1日とするものであります。附則第3項においては、給与条例改定にあたり、これまで支給した給与等については、内払いとみなすものであります。附則第4項においては、規則への任意を規定したものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第1号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第2号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議事係長に議案を朗読させます。

〔議事係長 朗読〕

伊藤議長 担当課長の補足説明を求めます。

志田町民税務課長。

〔志田龍太郎町民税務課長 登壇〕

志田町民税務課長 議第2号 西川町路線バス条例の一部を改正する条例の制定について、

補足説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、現在運行いただいております山交バス路線、月山銘水館・谷地線について、平成 30 年 4 月 1 日から西川町営バスにより一部区間を新たに代替運行することにより、現状の交通体系を維持、確保するため提案するものであります。代替運行に至る経過や具体的な計画につきましては、6 月 5 日及び 9 月 4 日開催の議会全員協議会でご説明を申し上げますが、いくつかのポイントについて説明をさせていただきます。

まず 1 つ目としては、運行経路についてであります。新設する路線については、羽前高松駅を起点とし、国道 287 号、河北町月山堂からは県道 110 号、河北町松橋からは国道 347 号に入り、県立谷地高校前、再び国道 287 号を經由し、県立河北病院を終点とするものとしてあります。町内からは、町営バス路線、道の駅にしかわ・寒河江駅線を利用し、羽前高松駅で新設する当該路線に乗り換えを行うことで、利用することができる計画としてあります。

2 つ目といたしましては、運行便数についてであります。現状と同様に、片道 1 便とし、ほぼ同ダイヤにて、羽前高松駅から県立河北病院まで運行する計画としてあります。

3 つ目としては、使用料についてであります。普通使用料については、現行よりも安価に設定し、利用者の方々には最大 300 円のペイ負担でご利用いただくことができるよういたすものであります。

代替運行計画の概要につきましては、以上のとおりであります。今回の改正により、県立谷地高校への登校の利便性を現状どおり確保することに加えまして、新たに県立河北病院への交通の利便性を確保できるものと考えております。

それでは、今回提案させていただきました改正条例の改正点について、ご説明を申し上げます。

新旧対照表の 10 ページからをご覧くださいと思います。

10 ページの第 2 条は運行経路についてであります。表中に新たに路線を加え、改めるものですが、新たな路線につきましては、路線名を羽前高松駅・県立河北病院線、始点を羽前高松駅、経由地点を高松口、一里塚、白山堂、松橋、県立谷地高校前、若葉町、終点を県立河北病院とするものであります。

11 ページから 14 ページにかけては、別表第 1 項、普通使用料についてであります。

11 ページは道の駅にしかわ・寒河江駅線に、備考として、町内の他の路線から乗り継いだ場合は、乗り継いだ停留所からの料金を適用することを規定するものであります。

13 ページは、道の駅にしかわ・寒河江駅線からの乗り継ぎを含めて、新設する羽前高松駅・県立河北病院線の普通使用料を新たに規定するものであります。道の駅にしかわ・寒河江駅線の使用料と同様に、町内は 200 円、町外区間は 5 キロ未満を 200 円、5 キロ以上 10 キロ未満を 250 円、10 キロ以上を 300 円としております。

13 ページから 14 ページにかけての別表第 3 項第 1 項第 1 号ア、通学定期使用料の但し書きにつきましては、該当がないことから削除をするものであります。

改正条例に戻っていただきまして、附則第 1 条は施行期日を平成 30 年 4 月 1 日とするものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番、佐藤幸吉議員。

5 番（佐藤幸吉議員） 1 点についてお尋ねをしたいというふうに思います。今回の改正については、これまででも全員協議会などで説明をいただいておりますし、大方理解できるわけですけれども、今回の改正の中で、いわゆる備考欄の件について、若干お尋ねをしたいというふうに思います。

1 つは 11 ページの別表についてであります。これらについては備考の他の路線から乗り継いだ場合は、乗り継いだ停留所からの料金を適用するということになっているわけですけれども、道の駅にしかわで乗り継いで寒河江まで行く場合に、いわゆる大井沢から来る路線から乗り換えするというふうに理解をし、道の駅にしかわからの料金を適用するのだというふうに理解してよろしいのか。

それから、もう 1 つは、道の駅にしかわ・県立河北病院線なのでありますけれども、これも同じように備考欄、他の路線から乗り継いだ場合は、乗り継いだ停留所からの料金を適用するというふうになっているわけですけれども、いわゆる乗り継ぎは羽前高松駅で乗り継ぎをするわけですけれども、この表からいきますと、いわゆる 300 円を適用する料金は高松駅で乗り換えをするわけです。道の駅にしかわから乗っても、高松駅からの料金が適用なると、こういうふうに理解をし、河北病院まで乗った場合は 250 円路線になるのか、その点の理解を、説明をお願いしたいなというふうに思います。

伊藤議長 答弁は、志田町民税務課長。

志田町民税務課長 乗り継ぎをしたときの改正の関係では、備考欄というようなところがありますが、1つが町内の大井沢線から当該路線に乗り継いだ場合というようなところがございます。これにつきましては、議員ご指摘のとおり300円というような考え方になりますけれども、基本的な考え方といたしましては、町内を運行している路線バスの使用料につきましては、まずは均一200円というふうにしているものであります。乗り継ぐ路線の道の駅にしかわ・寒河江駅線、または、今回新設します羽前高松駅・県立河北病院線についての町外区間についての乗り継ぎの使用料についても、町内均一料金の200円、これに設定していることから、町内の運行している路線バスから、これらの2つの路線に乗り継いだ場合においても、それぞれの使用料を加算することではなくて、これらのここに今回規定している料金、これのみの精算というようなことになりますので、大井沢線からの乗り継ぎについて、乗り継ぎをして谷地高校、あるいは河北病院に行く場合にあっては、ここに規定している300円というふうな料金を適用するというふうなことでございます。

また、今回新設する路線につきましても同様に、ただいまの考え方から今回規定している料金のみで精算をしていくというようなことで考えているところであります。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 説明をいただくとある意味で分かるのですが、他の路線から乗り継いだ場合、乗り継いだ停留所からの料金をそのまま理解すると、道の駅にしかわから乗っても、高松・河北病院の路線に乗り換えしたときは、高松駅前からの料金が適用すると、こういう、この備考欄だけ読むとね、そうなるのですが、それでは駄目だということですか。いわゆる300円が適用するということですか。そうするとね、要するに何だかということ、この説明では、説明的なものでは、ちょっと理解できない部分があるのではないかと、こういうふうなことでございますので、付け加えるとすれば、もう少し言葉を付け加える必要があるのかなと、こういうふうに思いますので、もう一度説明をお願いしたいと思います。

伊藤議長 答弁は、志田町民税務課長。

志田町民税務課長 備考には、他の路線から乗り継いだ場合は、乗り継いだ停留所からの料金を適用するというふうなことになっているわけでありまして、他の路線からというような部分につきましては、基本的に町内の路線と、町内で運行している路線というふうなことの意味でございます。ですので、大井沢線につきましては、道の駅にしかわで、ある程

度の短時間で乗り継ぐというふうなところがございますので、こういった場合には、この料金表に基づいて考えていくというふうなことであります。今回新設する部分につきましても、そういったことの考え方でございますので、ここに示しているような中身を意味するというふうに理解をしておりますので、表現としてはこのような表現で理解いただけるものというふうに思っているところであります。

伊藤議長 5番、佐藤幸吉議員。

5番（佐藤幸吉議員） 内容は分かるわけでありまして、そうしますと西川から乗って、路線を変える高松駅から、高松駅で乗り換えしても、この表のとおり道の駅にしかわからなかった場合は300円と、こういうふうになるのですよね。要するに乗り換える理解は町内だけの理解と、いわゆる大井沢から道の駅にしかわで乗り換えした場合は、その道の駅にしかわからの料金が適応になると、こういうことですよ。これは説明を聞いて分かる話であって、この説明を受けると高松駅からの料金が適用されるのかなと、路線が違うわけですからね。そういうふうに理解をせざるを得ないのですが、この西川町の中での乗り換えの場合というところを、もう少し何か工夫をしないと、町民の皆さんからは理解がいかないのではないかとこのように思いますので、ちょっと質問を申し上げているところであります。率直にこの表だけを見て、谷地路線だけを見て、乗り換えした場合というふうになりますと、どうしても高松駅前から乗り換え、ここからの料金でいいのだなというふうにしか理解できないところであります。そういう質問に至ったところであります。何か工夫がありましたら、少し教えていただきたいというふうに思います。

伊藤議長 答弁は、志田町民税務課長。

志田町民税務課長 そういった意味もございまして、今回ご提案申し上げている、その羽前高松駅・県立河北病院線の使用料につきましては、本来であればこの区間だけの料金でも結構なわけでありまして、そういった誤解のないように、あえて道の駅にしかわからの継続した料金をここに表示をしておりますので、ご理解いただけるものというふうに理解をしているところであります。

伊藤議長 他に質疑ありませんか。

8番、宮林昌弘議員。

8番（宮林昌弘議員） 今年度から運行しました寒河江駅線については、寒河江市と西川町の運行距離の按分で負担しているわけですが、河北病院線もそのような形で、河北町

と西川町、それぞれ按分した中での負担が出てくるのかどうか。

あと、いろいろ運行経費の試算等もやっていると思いますけれども、来年度から西川町で新たな負担金として、どの程度見込まなければならないのか、その点分かりましたらお願いしたいと思います。

伊藤議長 答弁は、志田町民税務課長。

志田町民税務課長 新設する本路線につきましては、関係する自治体としては寒河江市さんと、それから河北町さんがございます。4月からの寒河江駅線については従来どおり、赤字分について距離で負担するというふうな方法をとっておりましたが、今回の新設する路線につきましては、按分というふうなことでの負担は求めないと、そういった検討はしていないというふうなところであります。

それから、本路線の運行することによっての収支関係というふうに思いますが、概算の概算というふうな部分でございますけれども、だいたいですね、歳入歳出、とんとんかなというふうなところを思っておりまして、若干の赤字、歳出のほうが上回るというふうにはみておるところであります。歳入につきましては、谷地高に通う高校生の現状での通学料金を想定しております。例えば、高松駅から寒河江市民さんなどが乗れば、プラスのほうにいくわけですが、現在のところ若干の歳出を見込んでいるところでもありますけれども、なお、今年度実施をしております通学支援の助成制度については、廃止になるというふうなことからすると、全体としては、そんなに歳出が増えるというふうなものではないというふうな見方をしているところであります。

伊藤議長 他に質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第2号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第3号 平成29年度西川町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

荒木総務課長。

〔荒木俊夫総務課長 登壇〕

荒木総務課長 議第3号 平成29年度西川町一般会計補正予算(第5号)につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元の議案書の予算書をご覧いただきたいと思います。

既定の歳入予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億5,482万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,423万6,000円といたすものであります。

歳出のほうからご説明申し上げます。

歳出全体について、人件費につきましては、山形県人事委員会勧告に準じ、4月にさかのぼり、職員においては子どもの扶養手当400円、及び勤勉手当0.1カ月分、並びに特別職及び議員の期末手当0.1カ月分増について、決算を見込み、各款を調整の上、不足分を計上いたしております。

人件費以外の歳出について申し上げます。

予算書の7ページをご覧ください。

第2款第1項5目、企画費の9,452万円につきましては、ふるさとづくり寄附金に要する返礼品に係る報償費3,171万1,000円、寄附金証明書等郵便料84万3,000円、ふるさとチョイス及び代理納付システム利用料131万1,000円、基金積立金6,065万5,000円を追加するもので、特定財源の6,065万5,000円につきましては、ふるさとづくり寄附金であります。

第4項3目、衆議院議員選挙費につきましては、事業の確定による組み替えを行うものであります。

9ページをご覧ください。

第3款第1項1目、社会福祉総務費につきましては、羽前高松駅・県立河北病院線の運行に係る停留所改装業務委託料25万円を負担金から組み替えを行うものであります。

第8款第1項2目、除雪費につきましては、豪雪に伴い町道除雪委託料6,000万円を追加するものであります。

第4項2目、公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計操出金5万6,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

歳出の特定財源でご説明申し上げました第16款、寄付金6,065万5,000円を追加し、なお

不足する財源につきましては、第 9 款、地方交付税 5,719 万 8,000 円、及び第 18 款、繰越金 3,696 万 7,000 円を充てるものであります。

以上のとおりでございますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

8 番、宮林昌弘議員。

8 番（宮林昌弘議員） 除雪費について、お聞きいたします。除雪の経費は一般財源で充てるわけですが、6,000 万、今回追加しましたけれども、これは今年度分、いわゆる 3 月いっぱいまでの分というようなことで想定しての増額になるかと思っておりますけれども、非常に今年の冬は 48 年、49 年に次ぐ豪雪の年になっているというようなことで、これからまだまだ雪の降ることが予想されます。今回 6,000 万追加しても、さらに足りなくなった場合の財源、やはり一般財源になるわけですが、以前ですと地方交付税の特別交付税の増額などしてもらったときありますので、今後のことも予想した場合には、特交の増額等について、国なり県に要請をしていくということも必要かと思っております。

あと、町道の舗装のひび割れが非常に最近増えてきています。町でも計画的に順次舗装更新やっているわけですが、近年、凍上災害あまり該当しなくなったというようなことで、それだけ温暖化している傾向もあると思っておりますけれども、このたびの気象については非常に寒波襲来等で非常に真冬日の日が多いということからした場合に、何とか凍上災害について、国のほうにお願いしてもらいたいなというふうなことに考えております。

そんなことで、特交の分についても、県なり国のほうに、早めに豪雪地である西川町から発信すべきでないかと思いますが、その点について、どうでしょうか。

伊藤議長 答弁は、小川町長。

小川町長 特交につきましては、例年、除雪経費の増嵩というふうなことで調査も入りまして、それに応じて特交の配分がなされているという状況でありますので、議員おっしゃるように、それぞれ道路の関係も含めて、今後状況を調査しながら県、国なりに要望等も含めて検討しながら前向きに進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

伊藤議長 他に質疑ありませんか。

7 番、青山知教議員。

7番(青山知教議員) 同じく除雪費について、質問させていただくのでありますけれども、本当に寒さ厳しい中、早朝より深夜遅くまで除雪、本当にご苦労様だというふうに思いますし、感謝申し上げているところでありますけれども、私、感じるに、間口除雪といいますが、丁寧になって、綺麗にしてくださるなということが目に見えるようになっているのですね。それで大変ありがたいことなのではありますけれども、それに伴うね、作業時間の延長というのがどのくらいあるのか、ないのか、今現在分かるところありましたら。これは当然、増額に跳ね返ってくるわけでございますので、その辺の、例年からみますれば、時間的な延長があるのかないのか。それに対する対応等々、お知らせいただきたいと思います。

伊藤議長 答弁は、伊藤建設水道課長。

伊藤建設水道課長 間口除雪につきましては、近年、各区長さんなり、町内会長さん等々と打ち合わせをしながら、排雪地なり、全体的な要望等をお聞きして、行っているわけでございますけれども、今現在につきましては、過去からの伸びといいますが、作業時間の延長がいくらというふうなところまでは、まだ把握できていない状況でございますので、ご理解をお願いしたいというふうに思っております。

伊藤議長 他に質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第3号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第4号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

議案の朗読を省略し、担当課長の補足説明を求めます。

伊藤建設水道課長。

〔伊藤潔建設水道課長 登壇〕

伊藤建設水道課長 議第4号 平成29年度西川町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、補足説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5万6,000円追加し、それぞれ、1億7,777万9,000円とするものであります。

歳出からご説明いたします。

4 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目、一般管理費の給料に 5 万 6,000 円を追加するものであります。1 月昇給に伴う補正を行うものであります。

歳入については、一般会計繰入金 5 万 6,000 円を追加するものであります。

以上のとおりでありますので、よろしくご審議いただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

伊藤議長 本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

伊藤議長 本案に対する質疑を終結し、討論を省略し、採決します。

議第 4 号、本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

伊藤議長 全員起立です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉議・閉会の宣告

伊藤議長 以上で、本日の臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

会議を閉じ、平成 30 年西川町議会第 1 回臨時会を閉会します。

ご苦労様でした。

〔閉会時刻 午前 10 時 25 分〕